

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 公衆衛生看護学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに対し、初任給調整手当を支給することとした。（第 7 条の 3 関係）
- 2 特別急行列車等の利用に係る特別料金等の通勤手当の支給対象となる職員の範囲を改めることとした。（第 10 条関係）
- 3 医療職給料表（三）を廃止し、同表の適用を受けていた職員に医療職給料表（二）を適用することとした。（別表第 4 関係）
- 4 医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が 5 級又は 6 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、同表の額に 6,000 円をそれぞれ加算した額とすることとした。（別表第 4 関係）
- 5 等級別基準職務表で定める職務の級及び標準的な職務の対応関係を改めることとした。（別表第 8 関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は令和 4 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。
- 9 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第 11 条関係）

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

- 1 不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、特別休暇を与えることができることとした。（第 22 条関係）
- 2 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定手続に係る手数料の額を改定すること等とした。（別表第 1 関係）
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法が改正されたことに伴い、新たに規制の対象となったクロスボウの所持の許可等に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 3 この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行することとした。ただし、2 については令和 4 年 3 月 15 日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）

- 1 特別急行列車等の利用に係る特別料金等の通勤手当の支給対象となる職員の範囲を改めることとした。（第 11 条の 3 関係）
- 2 等級別基準職務表で定める職務の級及び標準的な職務の対応関係を改めることとした。（別表第 8 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 は令和 4 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立点字図書館設置条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）

- 1 条例の題名を佐賀県立視覚障害者情報・交流センター設置条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 佐賀県立点字図書館の名称を佐賀県立視覚障害者情報・交流センターに改めることとした。（第1条～第3条関係）
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

○佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 民法が改正されたことに伴い、青少年の定義を改めることとした。（第8条関係）
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。